

1 章．現況と課題

(1) 環境保全系統のみどり

1) 都市の骨格を形成するみどり

石川岳や下原地区¹の斜面緑地帯、勝連半島南岸の急傾斜地、平安座集落背後や宮城島・津堅島周囲の斜面緑地といった島しょ地域等の樹林地は、生物の貴重な生息地・生育地であり、まちに潤いをもたらすとともに、水源涵養や市土の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の抑制や大気浄化等の多様な役割を担っている。具志川地区の市街地内にもまとまりのある自然緑地が点在して残っているが、近年、開発等により減少している。

樹林地に囲まれている山城ダム（旧天願ダム）、石川ダム、倉敷ダム（旧瑞慶山ダム）等は、周辺の緑地と水面によって良好な環境が形成されている。また、勝連城跡の北側にある沼地は、水鳥等の貴重な飛来地となっている。

市内を流れる天願川水系や石川川水系等の河川は、治水・利水の役割を担うだけでなく、潤いのある水辺空間を形成し、多様な生物の生息地・生育地となっているが、雨天時には赤土が流出し、環境への影響が懸念される。

本市の海岸域は人工的な海岸もあるが貴重な自然海岸も残されており、金武湾一帯の沿岸はラグーン（広い浅瀬）となっている。また、中城湾港新港地区にはトカゲハゼ²の生息地としてマングローブ帯のある人工干潟が造成されている等、多様な海岸・海浜を形成している。しかしながら、自然海岸や砂浜は減少し、生活雑排水の混入やゴミの投棄等による水質悪化が見受けられる箇所もあり、環境保全が望まれる。

1 下原地区：具志川地域の中城湾に面する5字（川田・塩屋・豊原・高江洲・前原）一帯のこと。

2 トカゲハゼ：スズキ目ハゼ科の魚。沖縄県及び環境省のレッドデータブックにおいて、それぞれ絶滅危惧種ⅠA類に指定されている。日本では沖縄本島の中城湾沿岸及び大浦湾沿岸にのみ生息する。

2) 歴史風土を有するみどり

沖縄ではグスクや御嶽、湧水等は神の宿る神聖な場所として崇められてきた。勝連城跡、安慶名城跡、伊波城跡等のグスクや、市内に数多くある御嶽や井泉は、それを取り巻くみどりと一体となっており、歴史風土を感じさせる貴重な郷土資源であるが、十分な整備がなされていない箇所もある。特に、世界遺産である勝連城跡及びその周辺は環境保全地区¹として指定しており、適正な保全と整備に努めて積極的な活用を図る必要がある。

また、米軍基地内には天願貝塚等の貴重な史跡と自然環境が残されている。

集落にある闘牛場は、本市の代表的な農村伝統文化の場であるとともに、オープンスペースと一体となった緑地空間である。

- 1 環境保全地区：勝連城跡の環境保全に関する条例（平成17年4月1日うるま市条例第84号）第5条第1項にある「勝連城跡及び周辺の環境を保全整備するため、特に必要な区域」。環境保全地区に指定されると、次の(1)～(3)の行為に制限がかかる。(1)建築物等の新築、増築、改築、移転又は撤去、(2)土石類の採取又は土地の区画形質の変更、(3)木竹の伐採。

3) 生活環境の形成に資するみどり

農地は、生産面だけでなく緑地資源としての役割を有している。本市には、地域の特性に合わせてビーク田（い草田）や田芋畑、水田等が残存し、優れた農村環境を形成している。

道路の植栽帯は、通行車両からの排気ガスや騒音を和らげて道路沿いの環境を守っている。

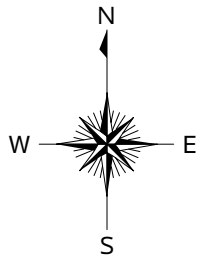
石川公園や野鳥の森公園等の公園・緑地は、都市に潤いを与え、市民の快適な生活環境の形成に寄与している。

ゴルフ場は管理の行き届いた広大な緑地が形成され、ビオスの丘はヤンバルの植物が繁茂する優れた自然環境の中に形成された植物園である。

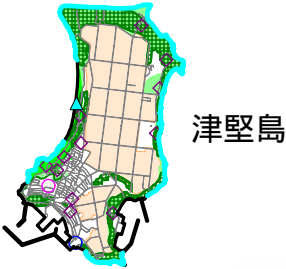
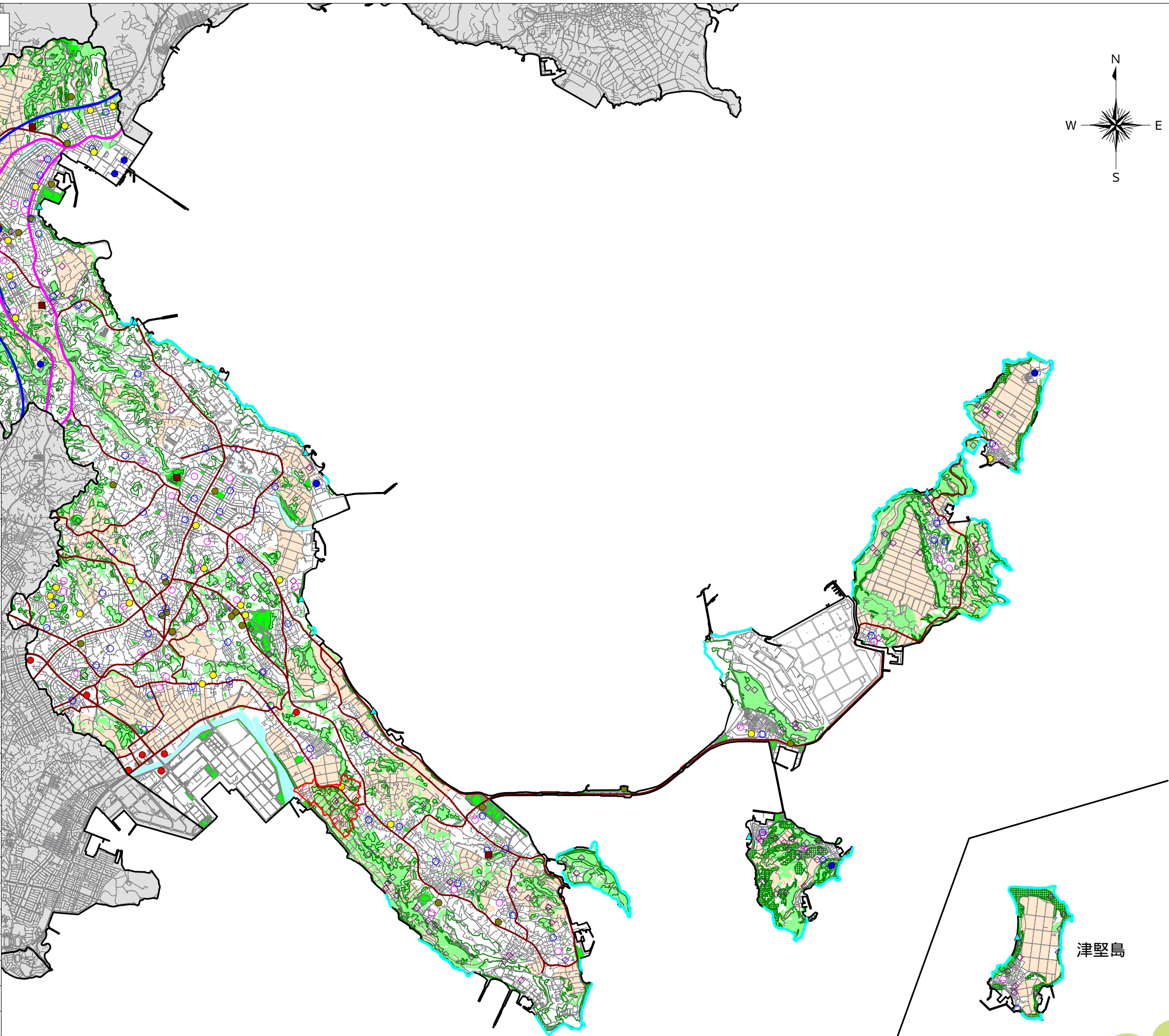
官公庁等の公共施設や大規模商業施設等の民間施設の緑化空間は、施設内の良好な環境形成ともに、市民の身近な潤い空間としての役割を有しているが、施設によって緑化状況にばらつきがある。



環境保全系統のみどりの評価図



凡 例		
樹林地		山林・平地林
水面		二級河川・準用河川 普通河川・海水路
都市公園		公園・緑地
地域制 緑地		風致地区
		民有林
		保安林
		農地
		史跡
		勝連城跡の環境保全に関する条例
公共施設 緑地		闘牛場
主要幹 線道路		沖縄自動車道
		国道
		県道
オープ ンスペ ース		ビーチ
		ダム
公共施設 等の緑化 空間		学校
		官公庁施設
		公民館
		公営住宅
		大規模商業施設
		その他の民間施設
海岸		海岸を積極的に保全する区域



(2) レクリエーション系統のみどり

1) 日常圏のレクリエーションの場となるみどり

うるま市が管理する都市公園は 81 箇所あり、市民の日常の余暇の場となっている。都市公園の住民一人当たり面積（供用開始）は 8.1 m²である。みどり町地区等の都市基盤が整った地区以外では公園の整備率が低い状況で、特に、字平良川、石川嘉手苅、与那城桃原等は身近な公園が不足しており、地域によってばらつきがある。

また、都市公園以外にも、市内には広場や農村公園等の公共施設緑地（その他の公園）が日常圏のレクリエーションの場となっている。

都市公園等（都市公園＋公共施設緑地（その他の公園））は 114 箇所あり、都市公園等の住民一人当たり公園面積（供用開始）は 11.5 m²である。（都市公園等一覧は参考資料 p59～61 参照）

2) 広域圏のレクリエーションの場となるみどり

本市には、広域的なスポーツ拠点である具志川運動公園、石川公園及び与那城総合公園、自然とふれあえる市民の森公園（石川岳）や野鳥の森公園等の施設が点在している。これらは、市内外からの多くの人が憩い、多様なレクリエーション需要に対応する場となっている。

3) 自然とのふれあい・交流の場となるみどり

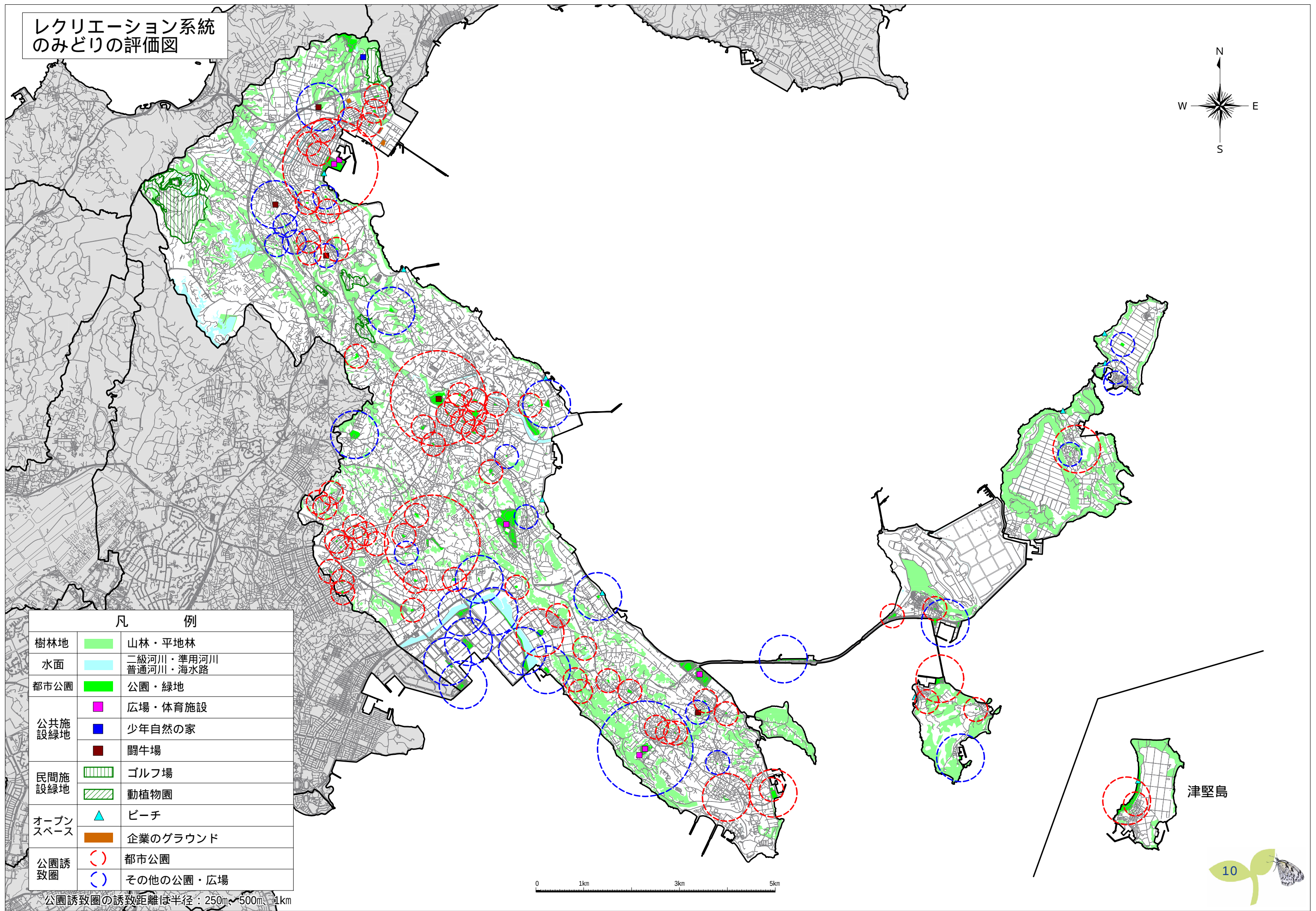
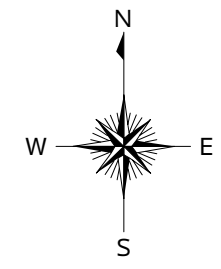
石川岳等の樹林地は、生物の生息地・生育地であり、自然体験等に活用されている。

農地では市民農園の設置も見られ、多様な形で自然とふれあう活動が展開されている。

河川や海岸といった水辺では、遊歩道や公園と一体的に整備されているところも多く、市民が豊かな自然とふれあうとともに、ウォーキング等の交流・レクリエーションの場となっている。河川ではカヌーやボート等の水上レクリエーション、海岸線に点在する自然海浜・ビーチは海浜レクリエーションの場として利用されている。

また、市内にある 4 つのゴルフ場は大規模なレクリエーションの場となっており、ピオスの丘や少年自然の家等は自然体験ができるレクリエーションの場、集落にある闘牛場は、市民の交流の場となっている。

レクリエーション系統 のみどりの評価図



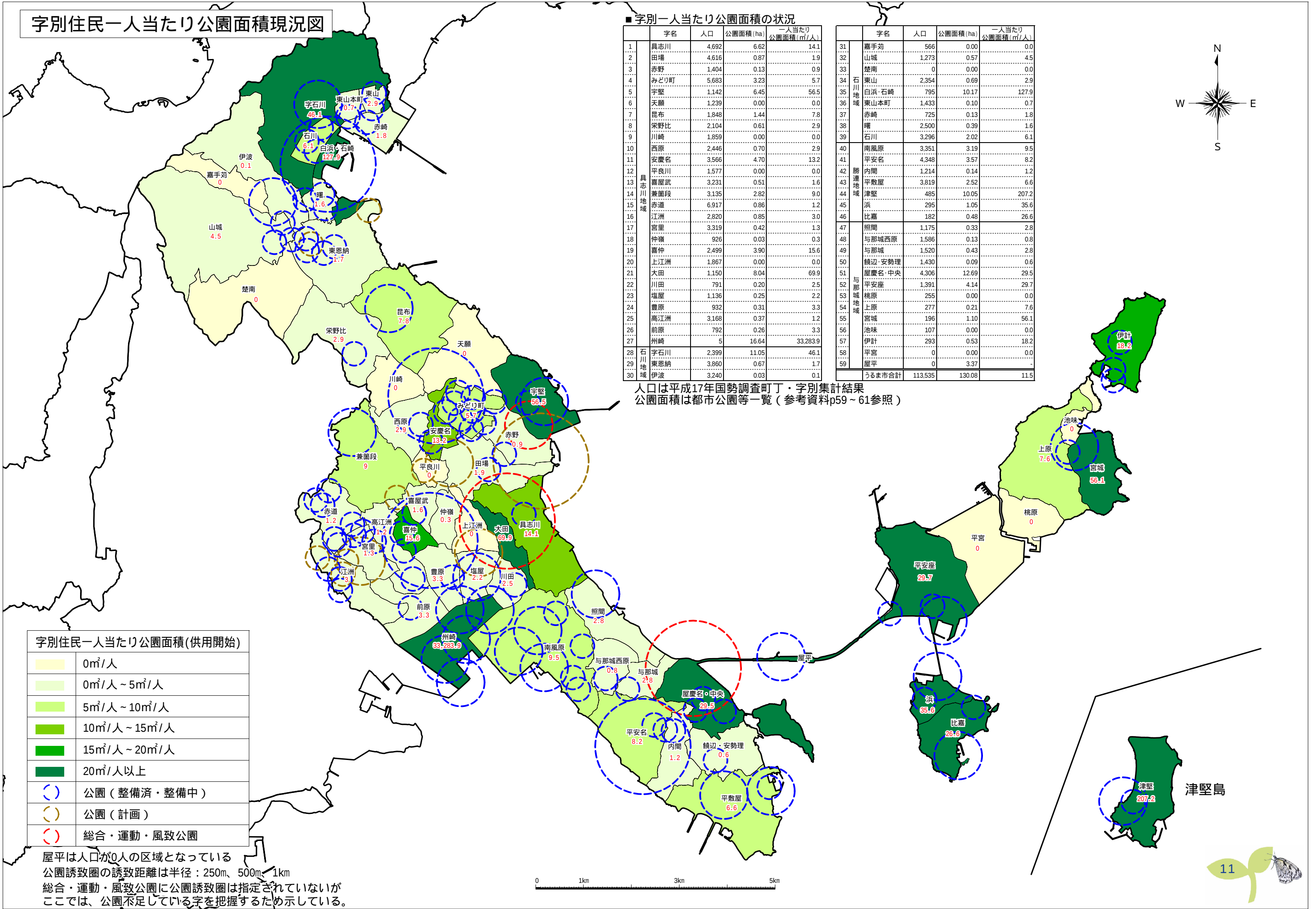
凡 例		
樹林地		山林・平地林
水面		二級河川・準用河川 普通河川・海水路
都市公園		公園・緑地
公共施設緑地		広場・体育施設
		少年自然の家
		闘牛場
民間施設緑地		ゴルフ場
		動植物園
オープンスペース		ビーチ
		企業のグラウンド
公園誘致圏		都市公園
		その他の公園・広場

0 1km 3km 5km

公園誘致圏の誘致距離は半径：250m、500m、1km

津堅島

字別住民一人当たり公園面積現況図



■字別一人当たり公園面積の状況

	字名	人口	公園面積 (ha)	一人当たり公園面積 (㎡/人)
1	具志川	4,692	6.62	14.1
2	田場	4,616	0.87	1.9
3	赤野	1,404	0.13	0.9
4	みどり町	5,683	3.23	5.7
5	宇堅	1,142	6.45	56.5
6	天願	1,239	0.00	0.0
7	昆布	1,848	1.44	7.8
8	栄野比	2,104	0.61	2.9
9	川崎	1,859	0.00	0.0
10	西原	2,446	0.70	2.9
11	安慶名	3,566	4.70	13.2
12	平良川	1,577	0.00	0.0
13	喜屋武	3,231	0.51	1.6
14	兼箇段	3,135	2.82	9.0
15	赤道	6,917	0.86	1.2
16	江洲	2,820	0.85	3.0
17	宮里	3,319	0.42	1.3
18	仲嶺	926	0.03	0.3
19	喜仲	2,499	3.90	15.6
20	上江洲	1,867	0.00	0.0
21	大田	1,150	8.04	69.9
22	川田	791	0.20	2.5
23	塩屋	1,136	0.25	2.2
24	豊原	932	0.31	3.3
25	高江洲	3,168	0.37	1.2
26	前原	792	0.26	3.3
27	州崎	5	16.64	33.283.9
28	石川	2,399	11.05	46.1
29	東恩納	3,860	0.67	1.7
30	伊波	3,240	0.03	0.1

	字名	人口	公園面積 (ha)	一人当たり公園面積 (㎡/人)
31	嘉手苅	566	0.00	0.0
32	山城	1,273	0.57	4.5
33	楚南	0	0.00	0.0
34	石川	2,354	0.69	2.9
35	白浜・石崎	795	10.17	127.9
36	東山本町	1,433	0.10	0.7
37	赤崎	725	0.13	1.8
38	曙	2,500	0.39	1.6
39	石川	3,296	2.02	6.1
40	南風原	3,351	3.19	9.5
41	平安名	4,348	3.57	8.2
42	内間	1,214	0.14	1.2
43	平敷屋	3,819	2.52	6.6
44	津堅	485	10.05	207.2
45	浜	295	1.05	35.6
46	比嘉	182	0.48	26.6
47	照間	1,175	0.33	2.8
48	与那城西原	1,586	0.13	0.8
49	与那城	1,520	0.43	2.8
50	鏡辺・安勢理	1,430	0.09	0.6
51	屋慶名・中央	4,306	12.69	29.5
52	平安座	1,391	4.14	29.7
53	桃原	255	0.00	0.0
54	上原	277	0.21	7.6
55	宮城	196	1.10	56.1
56	池味	107	0.00	0.0
57	伊計	293	0.53	18.2
58	平宮	0	0.00	0.0
59	屋平	0	3.37	-
	うるま市合計	113,535	130.08	11.5

人口は平成17年国勢調査町丁・字別集計結果
公園面積は都市公園等一覧（参考資料p59～61参照）

字別住民一人当たり公園面積(供用開始)	
	0㎡/人
	0㎡/人～5㎡/人
	5㎡/人～10㎡/人
	10㎡/人～15㎡/人
	15㎡/人～20㎡/人
	20㎡/人以上
()	公園（整備済・整備中）
()	公園（計画）
()	総合・運動・風致公園

屋平は人口が0人の区域となっている
公園誘致圏の誘致距離は半径：250m、500m、1km
総合・運動・風致公園に公園誘致圏は指定されていないが
ここでは、公園不足している字を把握するため示している。

(3) 防災系統のみどり

1) 自然災害の防止・緩衝に資するみどり

樹林地は、防風・防潮機能等、防災上重要な役割を有している。石川岳や下原地区の斜面緑地帯、勝連半島南岸の急傾斜地等の丘陵部に広く生い茂った斜面緑地は土砂流出を防止している。特に、地すべり防止区域¹、地すべり危険箇所²及び急傾斜地崩壊危険箇所³では、地すべりや斜面崩壊を防止する役割を果たしており、今後も適切な維持管理を図り防災対策を進める必要がある。

また、本市は市域の東側を金武湾、南側を中城湾に面しており、長い海岸線を有している。海岸沿いのみどりは、海からの強風及び高潮や津波等の沿岸災害を緩和し、市民生活や農作物を守る防風・防潮林としての役割を果たしている。

2) 都市災害の防止・緩衝に資するみどり

天願川水系や石川川水系等の河川は風の道となり、防火帯となる河川緑地を形成している。

道路の植栽帯は、通行車両からの排気ガスや騒音等の都市災害を緩衝している。

市内には、勝連平敷屋、与那城屋慶名等の都市基盤整備が脆弱な地域が見られる。狭隘道路や袋小路等が存在し、災害時における消火・救助活動の困難性や、延焼防止等の機能面の問題がある。

また、工業施設に隣接する緑地は、工業集積に伴う大気汚染等への緩衝帯や隣接する住宅地等への防火帯といった役割を果たしている。

3) 避難体系を構成するみどり

地域防災計画における避難所として、石川公園、具志川運動公園、与那城総合公園等の公園広場が 70 箇所、学校や公民館等が 112 箇所指定されており、オープンスペースが一時的な避難拠点や多様な防災活動の拠点となる。

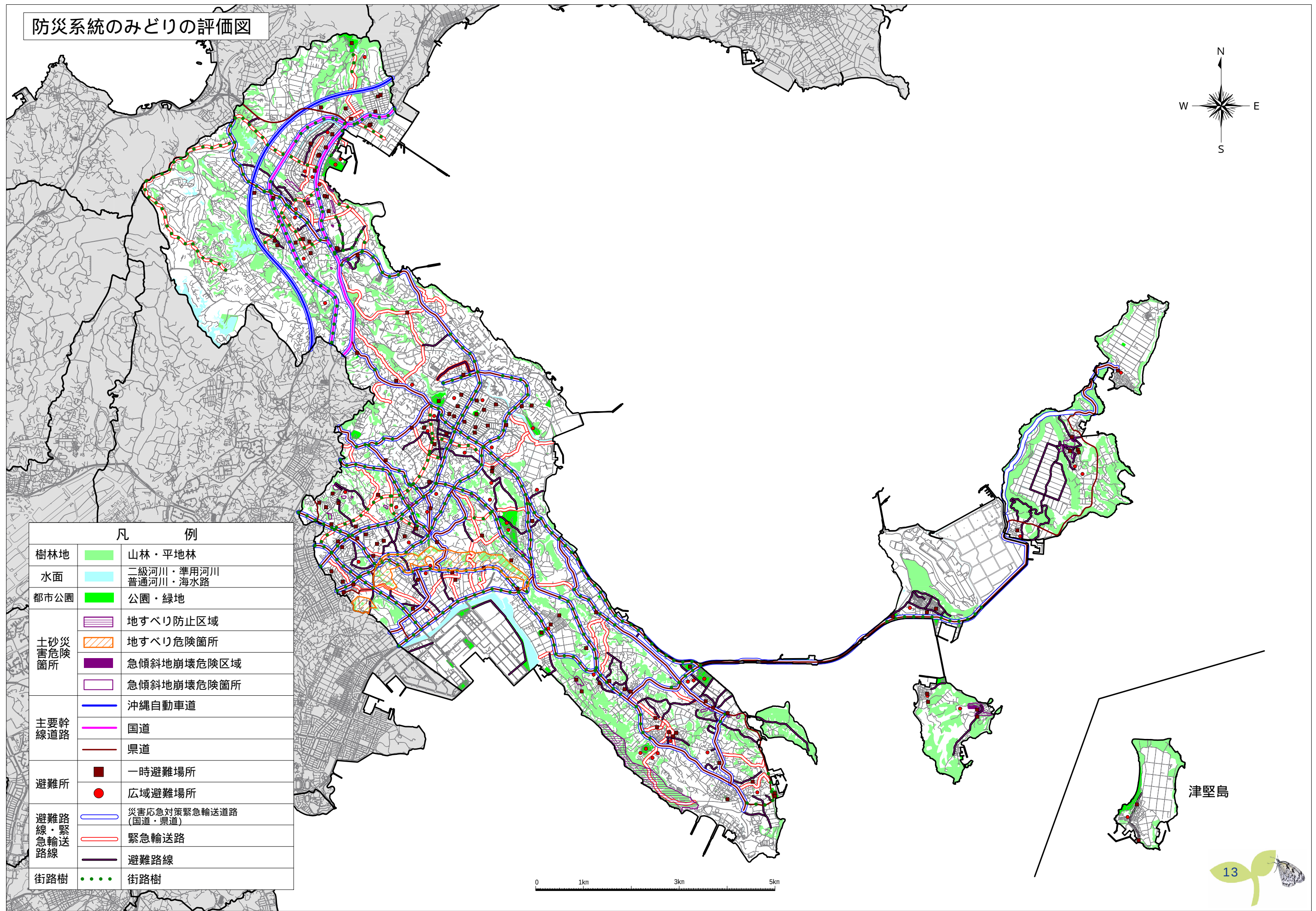
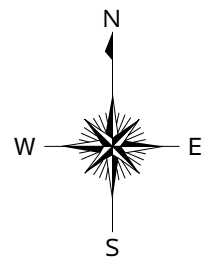
また、国道 329 号等の主要幹線道路については、火災時における延焼防止帯、災害時の避難路・緊急輸送路としての役目を担うが、防火帯としての街路樹が不足している道路も見られる。

1 地すべり防止区域：現に地すべりを起こしている地区又は地すべりをする恐れのある極めて大きい区域と、これと隣接する区域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、もしくは誘発する恐れのある極めて大きいもので、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり等防止法第3条で地すべり防止区域として指定された地域のこと。

2 地すべり危険箇所：地形図や過去の災害履歴等から判断して地すべりが発生する可能性がある場所のこと。

3 急傾斜地崩壊危険箇所：土砂崩れの危険性があり、5戸以上の人家あるいは公共施設に被害をもたらす可能性のある急傾斜地（傾斜度30度以上、高さ5m以上の崖）及び近接地のこと。このうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第3条で指定された区域を急傾斜地崩壊危険区域と呼ぶ。

防災系統のみどりの評価図



凡 例		
樹林地		山林・平地林
水面		二級河川・準用河川 普通河川・海水路
都市公園		公園・緑地
土砂災害危険箇所		地すべり防止区域
		地すべり危険箇所
		急傾斜地崩壊危険区域
主要幹線道路		急傾斜地崩壊危険箇所
		沖縄自動車道
		国道
避難所		県道
		一時避難場所
		広域避難場所
避難路線・緊急輸送路線		災害応急対策緊急輸送道路 (国道・県道)
		緊急輸送路
		避難路線
街路樹		街路樹



津堅島

(4) 景観系統のみどり

1) 郷土景観を形成するみどり

農地は、土地改良事業による優良農地の整備が進み、のどかな田園風景を形成している。一方で、後継者不足等から遊休農地も増加している。

勝連城跡、安慶名城跡、伊波城跡等のグスクや御嶽は、史跡と一体となる緑地空間を有しており、市民のアイデンティティを育む地域のシンボリックな景観を呈している。特に、世界遺産である勝連城跡及びその周辺は環境保全地区として指定し、本市のシンボリックなランドマークとして周辺景観と調和した環境保全に努めている。また、市内には数多くの井泉があり、かつては集落の中で役割や機能を担っていたが、時代の進展とともに井泉周辺の緑地は減少し、荒廃が見られる。

字天願、石川1・2丁目、石川伊波、与那城屋慶名及び伊計島や浜比嘉島といった島しょ地域等の集落内にはフクギ屋敷林や集落背後林等が残存しており、昔ながらの集落景観を形成している。

2) 都市景観を創出するみどり

石川岳や下原地区の斜面緑地帯、勝連半島南岸の急傾斜地等の丘陵部や海岸沿いに生育する樹林地は、斜面地崩壊の防止や防潮林等の役割に加え、魅力的な景観資源にもなっている。また、樹林地に囲まれているダムは、周辺の緑地と水面によって良好な景観を形成している。

市内を流れる天願川水系や石川川水系等の河川は、地域の風土を形成する重要な要素である。近年では遊歩道等の整備とともに、市民活動による河川敷の緑化活動や清掃活動が行われ、良好な水辺景観を創出している。

美しいさんご礁の海や白い砂浜のある自然海浜・ビーチは、南国特有のトロピカルなムードを演出しており、特に夏場には多くの海水浴客で賑わう。その反面、ごみ・不法投棄の問題がある。

道路の植栽帯は、都市景観を美しくして市民の心に潤いを与えている。

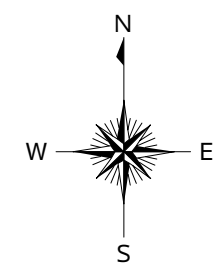
公園・緑地は、憩いの場として市民が身近に潤いを感じる景観資源となっている。

官公庁施設等の公共施設や大規模商業施設等の民間施設の緑化空間は、市民が身近に潤いを感じる景観資源であるが、施設によって緑化状況にばらつきがある。

3) 優れた眺望点

市民の森公園(石川岳)、石川高原展望台、屋慶名展望台、野鳥の森公園展望台、勝連城跡、安慶名城跡、伊波城跡、伊計大橋、島しょ地域の高台等は、本市の市街地景観、田園風景、海岸の広がりといった景色が見渡せる良好な眺望点となっている。これらは、本市の全体的な景観を視覚的に感じる事が出来る重要な場所である。

景観系統のみどりの評価図



凡 例		
樹林地		山林・平地林
水面		二級河川・準用河川 普通河川・海水路
都市公園		公園・緑地
地域制 緑地		風致地区
		民有林
		保安林
		農地
		史跡
主要幹 線道路		勝連城跡の環境保全に関する条例
		沖縄自動車道
		国道
オープ ンスペ ース		県道
		ビーチ
公共施設 等の緑化 空間		ダム
		学校
		官公庁施設
		公民館
		公営住宅
		大規模商業施設
		その他の民間施設
		優れた眺望点

